



1. 心身障害者扶養共済制度（都の制度）

障害のある方の保護者が毎月一定の掛金を払い、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

■ 加入資格

この制度に加入できる方は、次のすべての要件を満たしている方です。

1. 心身障害者の保護者であること（※1）
2. 東京都内に住所があること
3. 加入年度の初日（4月1日）の年齢が65歳未満であること
4. 特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること

※1 この制度において心身障害者とは、次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方です。

1. 知的障害者
2. 身体障害者（身体障害者手帳1～3級）
3. 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記1・2と同程度と認められる方

注）この制度に加入できるのは、心身障害者1人に対して1人の保護者のみです。

■ 掛金

掛金は、毎月末日までに東京都の指定する金融機関に納付していただきます。

金額は、加入者（保護者）の加入時年齢により決まります。

加入者の加入時年齢	月額（1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

- ・掛金の額は改定されることがあり、それ以後に納める掛金は改定後の金額となります。
- ・加入時年齢とは、加入承認日の属する年度の初日（4月1日）の年齢です。
- ・心身障害者1人につき、2口まで加入できます。

■ 掛金の納付期間

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金を納める必要はありません。

1. 年度初日（4月1日）の加入者の年齢が65歳となったとき【年齢要件】
2. 加入期間が20年以上となったとき【期間要件】

■ 年金の支給

加入者が死亡又は重度障害（※2）と認められたときは、申請手続きをすることでその月から心身障害者に年金が支給されます。

1. 支給額

月額 20,000円(1口あたり)

2. 支給期間

加入者が死亡・重度障害となった月から、心身障害者が死亡する月まで

※2 年金の支給対象となる重度障害とは、下記のいずれかに該当する場合です

- ① 両眼の視力を永久に失ったもの
- ② そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- ③ 両上肢を手関節以上で失ったもの
- ④ 両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑤ 一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の機能を全く永久に失ったもの
- ⑦ 両下肢の機能を全く永久に失ったもの
- ⑧ 十手指を失ったか又はその機能を全く永久に失ったもの
- ⑨ 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

■ 手続きに必要なもの

申請内容によって異なりますので、下記へお問合せください。

☆ 問合せ

障害福祉課 区役所2階10番窓口

電話（5246）1201 FAX（5246）1179

2. 障害基礎年金（国の制度）

病気やけがによって障害者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民年金法によりその障害の程度に応じて障害基礎年金の1級又は2級の認定を受けたとき年金が支給されます。

■ 受給要件

1. 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること
 - ① 国民年金加入期間
 - ② 20歳前、又は、日本国内在住で60歳以上65歳未満の年金制度に加入していない期間※60歳以上の場合、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く
2. 加入期間のうち、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と、保険料の免除又は学生納付特例もしくは納付猶予を受けた月数を合わせた期間が3分の2以上ある、又は、初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことが必要です。（令和8年3月までの特例）

■ 年金額（令和元年度の額）

1級……975,125円（月額81,260円）

2級……780,100円（月額65,008円）

また、受給権を得たときに障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子（障害のある子は20歳未満）がいるときは、次の金額が加算されます。

1人目、2人目 各 224,500円

3人目以降 各 74,800円

■ 障害年金生活者支援給付金

障害基礎年金受給者の請求により、年金に上乗せして支給されます。

※前年の所得額が約462万円以下であること

【給付額】（令和元年10月より）1級……6,250円（月額）

2級……5,000円（月額）

※毎年度物価変動に応じて改定

■ 手続きに必要なもの

請求する方によって異なりますので、下記へお問合せください。

☆ **問合せ**

区民課 国民年金係 区役所3階1番窓口

電話（5246）1262 FAX（5246）1129

3. 障害厚生年金・障害手当金（国の制度）

厚生年金保険加入中に初診日のある病気やけがにより、障害が残ったとき、又は初診日から1年6か月経っても治らないとき、障害厚生年金と障害基礎年金もしくは障害手当金（一時金）が支給されます。

障害厚生年金は1級～3級の年金を受け取ることができ、障害厚生年金の1級・2級に該当する場合は、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。

障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる場合があります。

■ 対象

次の1に該当する方は障害厚生年金と障害基礎年金

2に該当する方は障害厚生年金

3に該当する方は障害手当金（一時金）が受けられる場合があります。

1. 国民年金の障害基礎年金の1級又は2級に該当する方

2. 国民年金の障害基礎年金には該当しないが、厚生年金の障害等級3級に該当する方

3. 年金を受けるよりも軽い障害が残った方

※いずれの場合にも障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

■ 年金額

被保険者期間、平均標準報酬月額、障害の程度などにより金額が異なります。

☆ **電話での問合せ**

・ねんきんダイヤル 電話0570（05）1165

・IP電話 電話（6700）1165

☆ **直接の相談**

上野年金事務所 電話（3824）2511

〒110-8660 台東区池之端1-2-18 いちご池之端ビル

4. 特別障害給付金（国の制度）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として、特別障害給付金が支給されます。

■ 対象

1. 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生※
2. 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金等に加入していた人）の配偶者

1又は2に該当する人で、当時任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級の障害の状態にある方

ただし、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給しているか、受給することができる方は対象になりません。

※国民年金任意加入対象者であった学生とは、以下を目安としてください。次の①又は②の昼間部に在学している学生（定時制・夜間部・通信制を除く）

- ① 大学（大学院）・短大・高等学校及び高等専門学校
- ② 昭和61年4月から平成3年3月までは、上記の①に加え、専修学校及び一部の各種学校

■ 支給額

障害基礎年金1級に該当する方：令和元年度の基本月額52,150円

// 2級に該当する方：令和元年度の基本月額41,720円

- ・ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
- ・請求を受け付けた月の翌月分から支給が開始されます。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

■ 手続きに必要なもの

請求する方によって異なりますので、下記へお問合せください。

☆ 問合せ

区民課 国民年金係 区役所3階1番窓口

電話（5246）1262 FAX（5246）1129

5. 年金の障害等級表（国民年金法施行令・厚生年金保険法施行令別表）

ただし、国民年金法による障害基礎年金の支給は、1級と2級のみ適用

※身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

障害の程度	障害の状態	障害の程度	障害の状態
<1級>	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの	<3級>	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの		2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの		3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの		4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		5 1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの		6 1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの		7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの		8 1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指もしくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの		9 おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		10 1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		11 両下肢の10趾の用を廃したもの
<2級>	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの		12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの		13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの		14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神もしくは神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの	(障害手当金)	
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの		1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの		2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの		3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの		4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
	9 1上肢のすべての指を欠くもの		5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
	10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの		6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの		7 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの		8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの		9 脊柱の機能に障害を残すもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの		10 1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		11 1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの		12 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
	17 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの		13 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
	14 1上肢の2指以上を失ったもの		
	15 1上肢のひとさし指を失ったもの		
	16 1上肢の3指以上の用を廃したもの		
	17 ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの		
	18 1上肢のおや指の用を廃したもの		
	19 1下肢の第一趾又は他の4趾以上を失ったもの		
	20 1下肢の5趾の用を廃したもの		
	21 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		
	22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの		

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

備考 (略)